

一般社団法人金澤レディース経政会 定款

令和4年3月22日作成

一般社団法人金澤レディース経政会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人金澤レディース経政会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、女性指導者・有識者・女性指導者を目指し学びを希望する者（以下「女性指導者等」という）を対象とし、会員相互の連携、情報の交換又は研鑽を重ね、経済、社会、文化等に関する諸問題を調査研修し、併せて会員相互の親睦、資質および社会的地位の向上を図り、事業と活動を通じて社会に貢献することを目的とする。

2 当法人は、起業を志す女性に対し、様々な相談及び支援を行い、女性起業家を育成することを目的とする。

3 当法人は、前2項の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 社員の指導力開発および相互親睦に資する行事の開催
- ② 経済・社会・文化及びそれらの改善発展に関する研究、実施
- ③ 地域社会の開発及び諸問題に関する事業
- ④ 各種諸団体との交流
- ⑤ その他当法人の目的を達するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、石川県において発行する北國新聞に掲載する方法による。

(機関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(会員の構成)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入社)

第7条 当法人の成立後正会員又は賛助会員となるには、正会員2名による推薦を条件とし、

理事会が別に定める入社申込書により入社の手続きをし、2週間の正会員への周知を経て、理事会の承認を得なければならない。

- ② 前項の承認を得た者は、社員総会で定める額の入会金及び入社月を基準とする月割計算をもって定められた年会費の納付確認後、会員名簿に登録されるものとする。

(会員の資格)

第8条 正会員の資格は、女性指導者等とする。

(経費の支払義務)

第9条 正会員は、社員総会で定める額の年会費を支払わなければならない。本条の会費は、法人法第27条に規定する社員の支払う経費とする。

- 2 賛助会員は、社員総会で定める額の賛助会費を支払わなければならない。
- 3 前2項の規定は、休会中の会員も同様とする。
- 4 年会費は、当期4月中の請求を受け、当期5月末日を納付期限とする。

(社員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「会員名簿」をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

- 2 当法人の会員に対する通知又は催告は、「会員名簿」に記載した住所、又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。
- 3 当法人の会員は、「会員名簿」に記載した氏名・住所・会社名等の変更があった場合には、速やかに総務へ連絡・届出をしなければならない。

(休 会)

第11条 会員は、本人の都合（長期にわたる病気、もしくは海外出張等）により長期欠席を余儀なくされる時は、休会届を総務に提出しなければならない。

- 2 休会期間が1年を経過した会員は、在籍形態等について理事会と協議するものとする。

(任意退会)

第12条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- (1) 会員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、文書により1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
 - (2) 死亡又は解散
 - (3) 総正会員の同意
 - (4) 除名
- 2 会員の除名は、次に掲げる事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第13条 前条の場合のほか、会員は、第9条の義務を1年以上履行しなかったときは、その資格を喪失する。

第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 事業計画と予算に関すること
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (7) 基本財産の処分の承認
- (8) 会員の除名
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(招 集)

第16条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い執行理事がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(開催地)

第17条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集手続の省略)

第18条 社員総会は、総正会員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第19条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障が

あるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い執行理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第20条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第21条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(社員総会の決議の省略)

第22条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第23条 正会員は、当法人の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を書面又は電磁的記録をもって作成し、議長及び出席理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第25条 当法人の理事の員数は、5名以上15名以内とする。

(監事の員数)

第26条 当法人の監事の員数は、2名以内とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第27条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事及び執行理事)

第28条 当法人に理事長1名、執行理事4名以内を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

- 2 理事長は、法人法上の代表理事とする。
- 3 理事長は、当法人を代表し会務を総理する。

- 4 執行理事は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従いその職務を代行する。

(理事及び監事の任期)

- 第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
 - 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

- 第30条 理事及び監事には、報酬、賞与等は支払わないものとする。

第5章 理事会

(招集)

- 第31条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
- 2 理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い執行理事がこれを招集する。

(招集手続の省略)

- 第32条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

- 第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い執行理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

- 第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

- 第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第36条 理事長及び執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第37条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第39条 理事長は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については定時社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第40条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監事の監査報告書を含む。)を、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第41条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第7章 解散及び清算

(解散の事由)

第42条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

- ① 社員総会の決議
- ② 社員が欠けたこと
- ③ 合併(合併により当法人が消滅する場合)
- ④ 破産手続開始の決定
- ⑤ 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。